

愛ちゃん と 希望くん



やわたはま

社協だより

66

平成 29 年 3 月 1 日

《発行》社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会 八幡浜市松柏乙 1101 番地

八幡浜市保健福祉総合センター2階 TEL 23-2940 FAX 23-0506

ホームページは [八幡浜市社協](#) まで



受賞後に謝辞を述べる 戎重和氏

平成28年度

八幡浜市社会福祉大会

平成29年1月28日(土)、13時30分から16時まで、八幡浜市文化会館ゆめみかんにて、「平成28年度八幡浜市社会福祉大会」を開催しました(主催：八幡浜市社会福祉協議会)。当日は、約600名の方にご出席いただきました。

本大会は、社会福祉関係者及び地域住民が一堂に集い、多様化する問題・課題を共通認識し、誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現に向けた活動に、一人ひとりが考え参画する機会として毎年開催しています。また、多年にわたり本市の社会福祉の発展に尽力され、多大な功績を残された方々を顕彰し、感謝の意を表すことを通じて、地域福祉のさらなる充実を図ることを目的としています。

受賞者を代表し、戎重和氏より「私たち一同、本日のご感激を忘れることなく、心あらたに八幡浜市の社会福祉の向上に、微力ではございますが尽くしてまいります所存です」と、謝辞が述べられました。

式典・表彰者の皆さまご紹介

八幡浜市長表彰

民生委員・児童委員功労

二宮 美美さん

民生委員・児童委員として、地域での見守り、相談、支援に熱心に取り組まれ、信頼されている。また、川之石地区社会福祉協議会においても、地域福祉向上のため、活動に取り組まれる。

戎 重和さん

民生委員・児童委員として、地域での見守り、相談、支援に熱心に取り組まれ、信頼されている。地域の代表として新人民生委員の指導にあたり、また、磯津地区社会福祉協議会においても、地域福祉向上のため、活動に取り組まれる。



八幡浜市社会福祉協議会 会長表彰

民生委員・児童委員功勞

兵頭 芳子 さん

平成20年4月1日より、保内町喜木津地区住民の地域福祉の推進と充実のため、日頃より積極的に福祉活動に取り組む。磯津地区社会福祉協議会理事としても、事業の推進に努められ、世話役として行事に積極的に参加する。

社会福祉施設功勞

上甲 昌弘 さん

平成18年4月1日より、八幡浜少年ホームの職員として入所児童の直接処遇の職務にあたってきた。情熱をもって処遇にあたり、入所児童からの信頼も厚い。



表彰を受けられる 兵頭 芳子 氏

優良ボランティア(個人)

矢野 文枝 さん (千丈地区)

ふれあい・いきいきサロンお世話人として、活動。高齢者の信頼も厚い。その他、食生活改善推進協議会活動、公民館文化祭等に協力し、積極的にボランティアを行う。

菊池 智子 さん (神山区)

八幡浜市食生活改善推進協議会神山支部長として、支部活動になくてはならない人物。きびきびと元気に動いている姿勢は、全ての会員の模範となる。

窪田 時子 さん (神山区)

八幡浜市食生活改善推進協議会神山支部の会計及び班長を受け持ち、料理教室の準備や会計管理等積極的に活動している。班員からの信頼も厚く、模範となる。

三好サダ子 さん (神山区)

主任児童委員として、6年間活動。ふれあい子育てサロン「ひよっこ」のお世話人として、運営の中心的役割を担ってきた。給食サーブスにも積極的に参加。

清水喜美枝 さん (神山区)

民生委員・児童委員として6年間活動。給食サーブスにおいても、積極的に活動参加。ふれあい・子育てサロン「ひよっこ」にスタッフとして携わった。

井上眞理子 さん (神山区)

民生委員・児童委員として6年間活動。給食サーブスにおいても、積極的に活動参加。ふれあい・子育てサロン「ひよっこ」にスタッフとして携わった。

宮西 湛子 さん (舌田地区)

永年、福祉に関するボランティアとして、給食サーブスや世代間交流行事参加等、地域の社会福祉活動に参加。活動内容は他の模範となる。

山口ちとせ さん (舌田地区)

独居高齢者に対する様々な活動に積極的に参加。各種行事等にもボランティアの中心メンバーとして欠かすことのできない存在。他の模範となり、信頼を集める。

井上 初江 さん (双岩地区)

双岩地区社会福祉協議会の給食サーブスや地域行事において、長年にわたり中心となって、美味しい料理を作ってきた。地域住民が20年以上頼りにしている。

山本 恭子 さん (日土地区)

民生委員・児童委員として6年間活動。常に地区住民の立場に立つて相談に応じ、地域福祉の向上に努めた。併せて給食ボランティアとしても貢献した。

木村 洋子 さん (宮内地区)

宮内地区社会福祉協議会結成時より理事として参加し、地域福祉の発展に寄与。また、見守り推進員として、自らも障害をもちながら見守り活動に励んだ。

優良ボランティア(団体)

八幡浜市食生活改善推進協議会

平成17年4月1日より、市内14支部で構成され、家庭と地域社会における健康なまちづくり活動に取り組む。健康づくりのための「食生活指針」「運動指針」「休養指針」の普及実践に努める。ボランティア協議会の実施事業においては、積極的に参加・支援している。地区社会福祉協議会においては、給食サーブスに多大な支援をしている。

優良地区社会福祉協議会

舌田地区社会福祉協議会

優良地区民生児童委員協議会

八幡浜市民生児童委員協議会

(喜須来地区)

八幡浜市社会福祉協議会 感謝状

「まごころ銀行」預託(金銭)感謝 個人

- 安藤 達郎 さん
- 新堂 祥子 さん
- 萩森 正一 さん
- 米田 悦子 さん

「まごころ銀行」預託(金銭)感謝 団体

- 八幡浜市・八幡浜保内赤十字奉仕団
- 八幡浜かもめスイング会
- 八幡浜陶芸会
- 愛媛南部ヤクルト販売 株式会社
- 八幡浜友の会
- 保内陶芸クラブ
- 南予歌謡同好会
- 医療法人青峰会 くじらグループ
- 国際ソロプチミスト八幡浜
- 金光教八幡浜協会
- 八幡浜地域労働者福祉協議会

「まごころ銀行」預託(物品)感謝 個人

- 嵐 文子 さん

「まごころ銀行」預託(物品)感謝 団体

- 株式会社 デンカ

津軽三味線の魅力を伝える ～幼少期の闘病生活を顧みて～



式典後の記念講演では、津軽三味線奏者の澤田響紀 氏により「いきるゝ津軽三味線演奏」と題しお話と演奏がありました。

はじめに、澤田 氏自身の人生や活動について、写真を交えながら講話がありました。澤田 氏は、1991年愛媛県松山市に誕生しました。生後3ヶ月頃、網膜芽細胞腫(小児がん)を発症したため、左目の摘出手術を受け、その後、愛媛の病院に通院しながら抗がん剤治療を受け続けていました。2歳頃、右目にも再発。愛媛の病院では、治療方法として右目も摘出を薦められました。両親は東京都内に治せる医者があるという情報を頼りに、家族で東京に引っ越しました。都内の病院では、手術を3回実施。放射線治療のため、東京と愛媛の行き来を繰り返して、写真を撮る間もないほど激動の時期でした。そして、通院は4歳頃半年に1回、中学生頃年に1回となり、現在、健康に過ごされています。澤田 氏は、「幼かったので記憶にはあまりないが、写真を振り返ると、心

がざわつく。心は覚えているのだと感じた。闘病時の両親の日記を見ると、その時の目には見えない涙を感じた」と話されました。

津軽三味線との出会いは、12歳の頃。津軽三味線と和太鼓のライブを見て「日本の楽器でこんなにかっこいいものがあるのか」と感動したことでした。とにかくおもちゃとして弾きたいと、三味線の譲渡を受け、テレビやライブ映像を見ながら独学で弾き始めました。中学生になり、近所に澤田勝紀氏の開く教室があると知り、師事。見よう見まねで楽しく弾いていた演奏をみんなが喜んでくれる様子が、音楽の面白さを感じました。

現在は、演奏指導と演奏活動に取り組んでいます。演奏に慣れてくると、人に指導することも楽しくなってきました。澤田 氏は、入学した早稲田大学の津軽三味線愛好会「三津巴」に加入。当初は4名しか所属していませんでしたが、「大学に演奏できる環境があるのもったいない」と感じ、自身が独学時に利用した楽譜等を持参し活動しました。学園祭等で披露するにつれて輪が広がり、評判を聞いた学生が加入していき、現在は約60名が活動をする様になりました。澤田 氏は、OBとしてサークルの講師を務め続けながら、都内で教室を開いています。また、独奏、合奏、バンドサポート等国内外で演奏活動に励んでいます。

講話後、岩田桃楠氏とのユニット「桃響 f u t a r i (とうきょうふたり)」による演奏がありました。「津軽じよんがら節」等の有名な曲から、澤田 氏作曲の「ハシビロ」、アイルランド民謡の「コネマラの丘」等、1つの楽器から様々な音色を奏でられ、アンコール1曲を含む全10曲を、解説を交えて披露されました。

津軽三味線は、三味線の中で最も大型で、野外で雪の中でも響くようにと作られたものであり、叩き三味線と違って他の三味線よりも1音多い楽器です。視力を失った人が、旅芸人として生きていくために生まれました。澤田 氏は「昔は、辛い思いを音楽にしていたが、現代の演奏者として、自分たちにしかできない表現で、楽しい楽器であることを伝えていきたい」と語られました。



軽やかに演奏する2人
左：岩田桃楠 氏 / 右：澤田響紀 氏

盲導犬の役割や目の見えない人・見えにくい人の生活について学びました

平成 29 年 1 月 20 日（金）、江戸岡小学校及び千丈小学校にて、盲導犬学校キャラバンを開催しました。

平成 25 年度から大洲市社会福祉協議会の橋渡しを受けて始まったキャラバンは、今年 4 年目となります。講師は、公益社団法人 日本盲導犬協会 島根あさひ訓練センター 普及推進部の中村 士 氏と盲導犬 P R 犬のウィティ。モルガンスタンレー証券がスポンサーとなり 1 月 16 日から来県し、大洲市、内子町、久万高原町、東温市、当市で講話をされました。



江戸岡小学校

質疑をしながら学びを深めました

いろいろ出来るような盲導犬 実はお仕事でできることは 3つ

両校とも 4 年生を対象に開催しました。子どもたちに質問を投げかけながら、目の見えない人・見えにくい人のことや、盲導犬についてお話されました。

目の見えない人・見えにくい人は全国に約 36 万人おり、その内 3 千〜 4 千人が盲導犬を希望しています。現在活躍している盲導犬は 9 6 6 頭です。盲導犬ができる仕事として、3 つ紹介されました。

- ①障害物を教える
 - ②曲がり角で止まって教える
 - ③段差で止まって教える
- よく勘違いされる事例として、信号が赤の交差点で盲導犬とユーザーが止まっていたとしても、車道と歩道の間のでき段差に反応して止まっているのであり、信号の色を盲導犬が見分けているわけではない、とお話されました。

また、盲導犬の一生や訓練方法についてもふれられました。中村 氏が「訓練方法は厳しいか優しいか」という質問

問を投げかけると、児童の大半は厳しい訓練を受けているのではないかと予想をしました。その上でウィティにと訓練の再現をして、遊びの中で「楽しい」「ほめられると嬉しい」と感じるように訓練をすることを教えていただきました。そのような訓練を受けても、犬によって性格や得手不得手があるので、盲導犬になれるのは 10 頭中 3〜 4 頭であると聞くと、生徒は驚いた様子でした。

私たちに、できること

最後に、自分たちにできることとして、ガイドヘルプ（視覚障がい者の誘導方法）について悪い例・良い例を見ながら学びました。その後、代表の児童 2 名により、ガイドヘルプ及び盲導犬誘導体験を実施しました。体験した児童からは、「最初は少し怖かったけど、安心して引いてもらえた」と感想がありました。

まとめとして、中村 氏から 3 つのお願いがありました。

- ①目の見えない人・見えにくい人がいたら、学んだことを思い出して声をかけてほしい。方法を忘れていても「どうやってお手伝いしたいですか?」と聞いてほしい。
- ②盲導犬に出会った時は、声をかけたり、触ったり、食べ物を与えたりせず、心の中で応援しつつ優しく無視してほしい。
- ③補助犬マークについて。国の法律で補助犬はどんな施設にも出入りできることになっているが、マーク表示がある施設以外は入ってはいけない、と勘違いしている人が多い。もし追い出されている人がいたら、お店の人に「入っても良いんだよ」と教えてあげてほしい。

中村 氏、ウィティのお話とふれあいが、多くの学びを得ることができました。



千丈小学校

安心して細道を誘導してもらいました

「八幡浜市権利擁護センター」への のご相談



八幡浜市より受託している「八幡浜市権利擁護センター」（以下、権利擁護センター）は、平成27年度に、約600件の相談を受けました。

権利擁護センターは、成年後見制度の利用に関すること、日常の金銭管理の支援についての相談窓口です。ご高齢の方や障がいを持たれている方、そのご家族の方、近隣の高齢者等の心配をしている住民の方などからの相談に応じています。

権利擁護センターへは、お電話での相談、ご自宅へ伺っての相談、来所いただいたの相談に対応しています。相談は無料です。

なお、相談内容等の個人情報をお断りで第三者へ知らせることはありません。安心してご相談ください。

■ お問い合わせ・相談

八幡浜市社会福祉協議会
八幡浜市権利擁護センター

■ 住所

松柏乙1101番地
八幡浜市保健福祉総合センター
2階

■ 受付時間

月曜日から金曜日
午前8時30分～午後5時30分
※時間外の相談をご希望の方もまずはお問い合わせください。

■ 電話番号

(0894) 23・2940

例えば、このような方々の 相談に携わっています。

※紹介する事例は、ご本人
より家族から承諾を得て
掲載しています。

■ 一人暮らしの認知症高齢者

Aさん（70代・女性）は一人暮らし。定年退職し、厚生年金を受給しながら生活しています。夫を早くに亡くし、子どもはいません。市内に姉が住んでいます。ある時から、Aさんは「家に泥棒が入る」と頻繁に知人や警察に相談するようになりました。心配した姉が病院に付き添い、Aさんは認知症の診断を受けました。知人や姉の助けもあり、何とか生活を続けていたAさんですが、通帳やお金を頻繁に失くすなど、認知症の症状が進行していきましました。Aさんのこれからの生活を心配した姉は、地域包括支援センターを通じて、権利擁護センターへ相談に來られました。

■ 認知症の高齢者夫婦

Bさん（80代）は妻Cさん（80代）と二人暮らし。息子さんが県外に住んでいます。妻Cさんは重度の認知症のため、物事を判断する力はほとんどありません。Bさんは足に麻痺があるものの、着替えや入浴などはヘルパーの支援を受けながら、妻Cさんの介護を

行っていました。ある時から、Bさんは、家計の管理が出来なくなり、認知症の症状が疑われ始めました。権利擁護センターは、Bさんを担当するケアマネジャーからの相談を受け、息子さんと一緒にBさん夫婦が安心して生活出来る方法について話し合いました。

■ 高齢となった知的障害の方

Dさん（60代後半・男性）は軽度の知的障害。障害福祉サービスを利用し、作業所で軽作業の仕事をしながら一人暮らしをしています。県外に兄弟がいますが、何年も連絡を取っていません。Dさんの収入は障害厚生年金と作業所の賃金で、月10万円程。お金のやりくりが苦手で、生活が苦しくなることも多いです。Dさんは、加齢による体力低下と、食事の管理が上手く出来なくなること、入退院を繰り返すようになり、自宅での生活が難しくなってきたDさんの相談を受けた権利擁護センターは、高齢者施設への入所や財産管理、福祉サービスの利用、兄弟の意向の確認について、障害者相談支援事業所、行政機関、地域包括支援センターと一緒に話し合いました。

民生委員さん・地区社協・市社協が困りごとに寄り添う事例

生活困窮者支援の現場



Eさん（男性、70代）は八幡浜市の自宅で一人暮らし。普段は畑をして過ごしていました。近隣とトラブルなく、大きな病気はなく、穏やかに暮らしていました。年金収入は月10万円あり、経済的に問題はありませんでした。

Eさんの住む地区の社会福祉協議会（以下、地区社協）では、年6回、一人暮らしの高齢者等に手作りのお弁当をお届けしています（財源は社協会費・共同募金）。F民生委員が、Eさんへお弁当を届けていました。F民生委員も地区社協会長も、普段からEさんを気にかけていました。

ある日、EさんからF民生委員へ「お金を貸してほしい」と相談がありました。事情を伺うと、Eさんは「食べるものがない。お金がない。電気も止まりそう。詳細は話せない」と涙をこらえ、震えていました。

F民生委員は、Eさんの同意を得て、八幡浜市社会福祉協議会（以下、市社

協）の社会福祉士へ相談。市社協では、生活・経済的に困っている人をサポートする「生活困窮者自立相談支援事業」、低所得者等へ生活費を貸し付ける「生活福祉資金」、金銭管理や福祉サービスの手続きをサポートする「権利擁護センター」等の相談支援機能をもつためでした。

Eさん、F民生委員、地区社協会長、市社協社会福祉士で話し合いを行いました。Eさんが次第に、ゆっくりと、生活に困窮した経緯やEさんの人生を語ってくれるようになりました（過酷な家族介護の経験をしたこと、相談できる親族や知人がいないこと、老後に備えて貯蓄したこと、その貯蓄の大半を知人へ貸して返金がないこと、知人にEさんの通帳を管理されていること、これからどう生きて行けばよいか分からない気持ち等）。

市社協の社会福祉士は、Eさんの判断能力やコミュニケーション能力、社会生活（社会的孤立を含む）の面に適

切な支援が必要なことを見立て、問題解決のために、Eさんに必要な社会・福祉サービスの情報を行いました。また、F民生委員・地区社協会長・社会福祉士がEさんに寄り添うことや様々な機関に同行することを確認しました。

以下、具体的な対応は次のとおり。

Eさんを支援する機関間の連携

地域包括支援センター・福祉事務所・金融機関・民生委員・地区社協・市社協との連携、役割分担、対応の検討を行いました。

当面の生活費について

愛媛県社協・市社協の生活福祉資金貸付制度を利用し、Eさんの年金支給までの生活費を借入しました。

友人に貸したお金について

警察・弁護士と連携し、対応を検討しています。

知人による通帳の管理について

Eさんの意向や事実を確認しながら、知人による金銭管理は本人の福祉に課題があるため、市社協の金銭管理のサービスを利用していきます。（福祉サービス利用援助事業）

Eさんの孤立の解消を目指す

F民生委員・地区社協の事業で見守り・関わりを継続。F民生委員は暖房器具が十分でない等Eさんの生活環境の改善にむけて働きかけています。

Eさんと市社協（権利擁護センター）は月1回、面談しています。Eさんの通帳・印鑑は市社協でお預かりしています。Eさんと社会福祉士が金融機関に出向き、払戻・支払を行います。生活に必要な現金はEさんが自己管理しています。

また、市社協のボランティアセンターでEさんはボランティア登録を行い、地域福祉のとりくみに協力していただいています。（NPOみかんプラスの活動への参加、ねっとworkジョイの市内清掃、赤い羽根共同募金のベンチの修繕作業等）

現在、Eさんは、いろいろな活動に参加され、率先して動き、参加者や私たちにいろんなことを教えてくれます。Eさんは、様々な人と出会い、愛くるしいキャラクターと特技を活かして、地域を支えてくれています。

Eさんのコメント

「今は、ふつうの生活を早く取り戻すように暮らしています。悩みごとがあれば、ひとりで抱え込まず、民生委員さんや市役所、社協に相談して下さい。」

一緒に悩んでくれて、よい方向に向かうと感じています」

E 民生委員のコメント

「Eさんが私だったら、私の兄だったらという気持ちで寄り添っています。地区社協の給食をEさんに定期的にお届けすることで、関係性ができていたことに感謝です。社協や関係機関の皆さんは、Eさんがよりよく生きることと私と一緒に支えてくれました。楽しそうにボランティアにとりくむEさんのお姿に、私も元気をもらいます。Eさんはとても魅力的な方。これからも、できる範囲で、心に寄り添うお手伝い

を続けたいと思います」

地区社協会長のコメント

「温かい手を差し伸べて頂いたF民生委員さん、日頃から連携している地区社協・市社協の取り組みに感謝しています。民生委員児童委員さんと地区社協は、お互いが協力しながら、地域福祉の推進に努めています。生活のしづらさを抱えている当事者やご家族、ご近所の方、支援者がSOSを出せる、SOSに気付く、SOSを受け止める、ことが出来る地域になるよう、地区社協の活動を推進してまいります。みなさまもご理解・ご協力をお願いします」

日土地区社協座談会で福祉を語り合いました

平成29年1月26日(木) 18時〜19時、日土地区社会福祉協議会で「おたがいさま座談会」が開催され、民生委員・児童委員、日土地区社協役員、ボランティア、市社協合計23名で日土の福祉について語り合いました。

福祉サービスを必要としている住民はどのような暮らしをしているのかを確認しながら、民生委員・児童委員や地区社協の活動の効果や課題について話を深めました。地区社協の取り組みについては、予算と人手の課題があり、地区社協事業の利用者をどこまで広げるのか(絞るのか)課題があります。

今回のように様々な立場の方々が協議することを続けていく大切さを再認識する機会となりました。



日土地区社協 老若男女でシャッフルゴルフ

ご存知ですか?

成年後見制度

あなたらしく生きるために

どんなしくみのの?

成年後見制度は、「法定後見制度」「任意後見制度」の2つに分かれています。

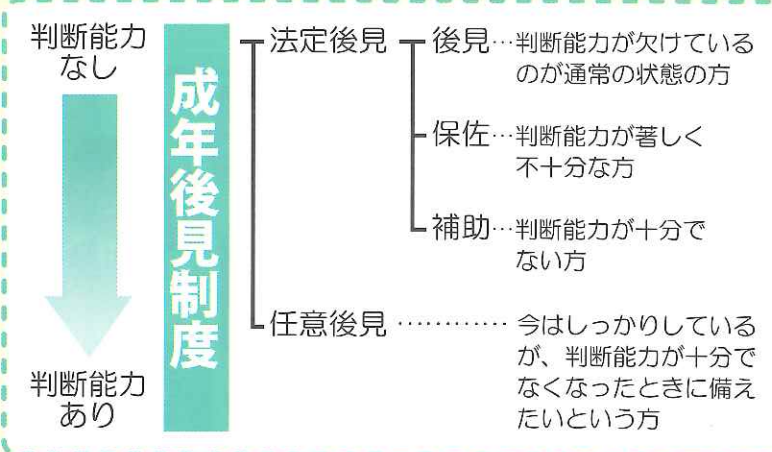
「法定後見制度」は、認知症などにより、判断能力が不十分な人を対象者としている制度です。

「任意後見制度」は、現在はしっかりしているけれども、将来、判断能力が不十分になったときに備える制度です。

成年後見制度って何?

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方は、預貯金や不動産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、悪徳商法などの被害にあうおそれもあります。このような方々を保護し支援するのが成年後見制度です。



どんな場合に使うの？

たとえば……

最近もの忘れがひどくて、アパートの管理費の計算をまちがえることも、代わりにお金のことをみてくれる人はいないかしら……？



親族間のトラブルをさけるためにも、老人ホームにいる父の財産管理を、第三者にたのみたい……。



軽い認知症の母は、必要もないのに高価なものを買ってしまい、困っている。また被害にあわないようにするにはどうしたらよいか……？



知的障害の兄の貯金を弟が勝手に使いこんでいるようだ。兄の財産を守るためにも、管理する人をきちんと決めておきたい……。



元氣な今のうちに、もしもにそなえて、友人に財産管理をたくしておきたい……。



認知症で入院している父の家や土地を売却して、入院費用にあてたい……。



病院で初期のアルツハイマーと診断された。人生を悔いなくまっとうするために、病気が進行したあと、だれにお金や生活のことをまかせるのか決めておきたい……。



障害をもつ子どものために、わたしたちが死んだ場合を考え、子どもへの財産のひきわたしや施設への入所手続きなどをおこなう人を決めておきたい……。



利用するには どうすればいいの？

利用するためには、所定の手続き（申立てや契約）が必要になります。

また、手続きができる人は、決められています。

法定後見制度では「本人・配偶者・四親等内親族・市区町村長等」が、任意後見制度では、「本人」が手続きを行うこととなります。

法定後見制度は「家庭裁判所」で、任意後見制度は「公証人役場」で手続きを行います。

利用料は？

裁判所に申し立てる手数料、公正証書作成費用（任意後見の場合）、利用者の判断能力を確認するための鑑定（鑑定料は個々の事案によって異なります）や診断等に費用がかかります。

* 法定後見を申し立てる場合はおおよそ10万円程度必要といわれています。また、後見人等への報酬にも費用がかかります。

手続きのながれ

◆ 法定後見制度

申立て → 調査 → 鑑定 → 審判 → 法定後見開始

◆ 任意後見制度

公正証書にて契約 → 登記 → 本人の判断能力が不十分になった時 → 任意後見監督人選任 → 任意後見開始

